



災害用伝言ダイヤルのご活用について

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認できる『声の伝言板』です。災害時は全国から被災地への電話がつながりにくくなります。もしもの時に備え、ご利用方法を覚えておいてください。

※毎月1日および15日、正月三が日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災ボランティア週間（1月15日～21日）には体験利用ができます。

録音方法

- ①「171」をダイヤルしてください。
- ②録音の場合は「1」を、暗証番号を利用する録音は「3」を押してください。
- ③連絡を取りたい被災地のかたの固定電話番号、携帯電話などをダイヤルしてください。
- ④プッシュ回線の場合は「1」を、ダイヤル回線の場合はそのままお待ちください。
- ⑤伝言の録音を行ってください。（30秒以内）

詳細は、NTT東日本のホームページをご覧ください。



再生方法

- ①「171」をダイヤルしてください。
- ②再生の場合は「2」を、暗証番号を利用する再生は「4」を押してください。
- ③連絡を取りたい被災地のかたの固定電話番号、携帯電話などをダイヤルしてください。
- ④プッシュ回線の場合は「1」を、ダイヤル回線の場合はそのままお待ちください。
- ⑤伝言の録音内容を確認してください。

問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115

ひとり親のご家庭のかたへ、大切なお知らせ

障害年金を受給しているひとり親家庭のかたが児童扶養手当を受給できるようになります！

見直しの内容

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭のかたは、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できませんが、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

※障害年金以外の公的年金など（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償）を受給しているかたは、これまでと変更はなく、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

支給開始月

◎申請の翌月分から支給開始となります。

※なお、障害年金を受給していたため、児童扶養手当を受給できなかったかたのうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている場合は、令和3年6月30日までに申請をすれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

◎令和3年3月分と4月分の児童扶養手当は、令和3年5月に支給されます。

手続き

◎すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているかた ➡原則、申請は不要です。

◎上記以外のかた ➡児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

申請・問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132



町長コラム 第143号

新型コロナウイルス感染症が全国で猛威を振るっています。都市部だけでなく、気温が下がってきた北海道などでも感染が広がっています。第3波と言われ、第2波と比べると重症化するリスクが高い高齢者の割合が増え、クラスターが多様化しているようです。

厚生労働省の専門家会合によると、第2波ではクラスターは大都市圏の接待を伴う飲食店や、職場での会議などが多かったのに対し、11月以降は会食や職場に加えて、地方の歓楽街や医療機関、福祉施設などと多様化し、地方への広がりも見られるとしています。

先日新型コロナウイルス感染症対策分科会より、これまでのクラスター分析で得られた知見から、「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」がまとめられました。

年末年始も気を緩めないで！

「感染リスクが高まる5つの場面」

- (1)飲酒を伴う懇親会など
- (2)大人数や長時間におよぶ飲食
- (3)マスクなしでの会話
- (4)狭い空間での共同生活
- (5)居場所の切り替わり

「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

- 飲酒をするのであれば、
 - ①少人数・短時間で
 - ②なるべく普段一緒にいる人と
 - ③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- 箸やコップは使い回さず、1人ひとりで
- 座の配置は斜め向かいに
- 会話するときはなるべくマスク着用
- 換気が適切になされているなどの工夫をしているお店で
- 体調が悪い人は参加しない

年末年始、気を緩めない、うつらない、うつさない行動をお願いいたします。

発熱などの症状がある場合の受診方法が変わりました



身近な医療機関で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査ができるようになりました。

発熱などの症状がある場合には、埼玉県ホームページなどで公表されている「埼玉県指定診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間などを確認し、事前に必ず予約のうえ受診してください。医師の判断で、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。

埼玉県ホームページで「埼玉県指定診療・検査医療機関」の連絡先、受付時間などを確認
診療・検査医療機関はこちら➡

連絡・予約

感染防止のため、受診前に必ず予約をお願いします

診療・検査医療機関を受診
医師の判断で、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを実施

ホームページが見られないなど、お近くの「埼玉県指定診療・検査医療機関」の連絡先が分からない場合には、下記のいずれかにお問い合わせください。

■受診・相談センター

☎048-762-8026 FAX048-816-5801

※受付日時：月～土曜日 午前9時～午後5時30分

■県民サポートセンター

☎0570-783-770 ※24時間 土日・祝日も受付

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

医療機関への連絡の際には、主に以下の項目を聞かれます。あらかじめ準備いただくとスムーズです。

- 症状（いつから症状があるか、体温など）
- 現在治療中の病気
- 身近に体調の悪い人がいたか（分かる場合にはその人の病名も） など